

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松本芳之

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

平成23年 4月22日

昭島市長 北川 穰 一

記

諮問第 42 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 43 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮 問

諮問第 43 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

(説明) 昭島市個人情報保護条例(平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。)第14条第2項ただし書の規定に基づき、次の事項について諮問する。

全国避難者情報システムの運営に伴う東京都への個人情報の外部提供について

東日本大震災等により、多くの住民が住所地の地方自治体を離れ、各地に避難しており、住所地の市町村及び県では、避難者の避難先の所在地等の情報把握が課題となっています。このため、国において、全国避難者情報システムを構築し、その解決を図ることとなりました。

これは、避難先の市町村が避難者から任意で提供を受けた避難先の所在地等の情報を都道府県を通じて避難元の県に提供する仕組みであり、これにより、避難者には、避難元の県や市町村から、見舞金の給付や税の減免などに関するさまざまな情報が届くようになります。本市においては、東日本大震災等による避難者の支援に向け、全国避難者情報システムの運営について協力していきたいと考えています。

具体的には、まず広報等を通じて本市への避難者に呼びかけ、「避難先等に関する情報提供紙面」(様式1)の任意提出を求めます。この際、当該書面に記載された事項を関係行政機関に提供することについて避難者本人から同意を得て、これらの情報を「全国避難者情報システムデータフォーマット」(様式2)により集約し、これを東京都に伝達します。

全国避難者情報システムの運営に係る事務は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、東京都への情報伝達を電気通信回線を通じて電子メールにて行いたいと考えていますが、このことが条例第14条第2項の規定により禁止されている「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供」に該当することから、同項ただし書の規定に基づき意見を求めるものです。

なお、本市及び東京都において情報伝達に用いる電子計算機(パーソナルコンピュータ)には、情報漏えい防止ツールソフトを組み込み、ID・パス

ワードによる使用者の制限、伝達情報の暗号化等の情報セキュリティを施すことにより、個人情報保護に必要な措置を講じます。

電気通信回線を通じて東京都に提供する避難者の情報、使用する電気通信回線等は、以下のとおりです。

(1) 提供する情報

「避難先等に関する情報提供紙面」の記載事項

①氏名 ②生年月日 ③性別 ④避難元市町村における住所 ⑤避難先の所在地 ⑥避難先の名称 ⑦当該避難先における滞在開始日 ⑧当該避難先における滞在終了日 ⑨行政機関から世帯等を代表して連絡を受けられることができる者及び連絡先

(2) 使用する電気通信回線

L G W A N（総合行政ネットワーク。諮問第41号「所得税確定申告書等電子データ送受信システムの導入に伴う A S P 事業者への個人情報の外部提供について（平成22年）」にて承認の答申を得た通信回線を使用します。）

(3) 提供開始時期

平成23年4月末頃

(4) 提供頻度

随時

平成23年 4月27日

昭島市長

北 川 穰 一 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松 本 芳 之

昭島市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

平成23年4月22日付け23企法指第5号にて諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第 42 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 43 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

答 申

諮問第 43 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

全国避難者情報システムを運用するに当たり、市で収集した東日本大震災等の避難者の避難先の所在地等の情報を L G W A N により電気通信回線を通じて東京都へ提供することについては、事務の迅速化及び効率化を図るうえで有益かつ必要であると認め、了承する。

なお、東京都に対し、避難者に不利益が生じないよう個人情報の取扱いについて最大限の注意を払うよう求めるとともに、市における避難者情報の収集及び管理についても適切な措置を講じていただきたい。